

令和6年7月より
助成開始日が変わります。

妊産婦医療費助成事業のご案内

妊産婦の疾病の早期発見と早期治療を促進するために、妊産婦の医療費の一部を助成します。

1. 助成内容

妊産婦医療費助成受給者証の交付を受けた妊産婦が医療機関等を受診した時に、医療費の健康保険適用分のうち一部負担金を除いて助成します。

【一部負担金】

- 通院…1回 530円
(1日につき、自己負担額が530円に満たないときは当該自己負担額とし、1か月のうち、同一医療機関で5回目以降は無料とする)
- 薬局…無料
- 入院…1日 1,200円 (保険者発行の標準負担額減額認定証の交付を受けている方のみ食事代も全額助成)
- 訪問看護…1日 250円 (指定訪問看護事業者ごとにつき)

2. 対象者

胎内市に住民票のある妊産婦
ただし、他の医療費助成（ひとり親家庭等医療費助成、生活保護等）の対象者は除きます。

3. 助成期間

妊娠の届出日（母子健康手帳の交付を受けた日）から、出産した月の翌月末日まで。

他の市町村から転入した方は転入した日から、転出される方は転出日の前日までが助成期間となります。

なお、出産が予定日より月をまたいで早まった場合（流産・死産を含む）、助成期間が短くなります。
また、助成期間を過ぎた受給者証を使用した場合、助成金の返納が必要になりますのでご注意ください。



4. 受給者証の交付を受けるには

妊産婦医療費助成受給者証の交付を受けないと、助成が受けられません。交付を受けるには、下記のとおり申請手続きを行って下さい。

《申請場所》

健康づくり課 庶務係（ほっとHOT・中条内）

《申請に必要なもの》

- ①妊産婦医療費受給者証交付申請書（健康づくり課の窓口にあります。胎内市ホームページからもダウンロードできます。）
- ②母子健康手帳
- ③妊産婦の保険証

5. 利用方法

医療機関等の窓口で健康保険証と妊産婦医療費助成受給者証を提示することで、窓口では一部負担金のみを支払って受診することができます。

なお、県外の医療機関等においては受給者証が使用できません。

「6. 払い戻しの手続きが必要な場合」を参照ください。

6. 払い戻しの手続きが必要な場合

次の①～④の場合で、一部負担金以上の支払いをした場合、手続きをすることで払い戻しを受けることができます。

- ①県外の医療機関を受診した場合、②受給者証を提示できなかった場合、③健康保険の適用となる柔道整復師等の施術を受けた場合、④健康保険の適用となる治療器具を作成した場合

《払い戻し手続きに必要なもの》

- ①妊産婦医療費助成申請書（健康づくり課の窓口にあります）
- ②領収書（診療点数、自己負担額、入院期間などの記載があるもの）
- ③妊産婦名義の預貯金の口座情報
- ④妊産婦医療費助成受給者証

【問い合わせ先】

胎内市健康づくり課（ほっとHOT・中条内）

〒959-2656 胎内市西本町11番11号

TEL：0254-44-8680（直通）

FAX：0254-44-8641

Mail：genki@city.tainai.lg.jp

（問合せ対応時間：平日8時30分～17時15分まで）

(R6.7.1)